

「模範村」とその時代—日露戦争後の地方改良運動と松江地域

2014年6月21日

『松江市史』編集委員会近現代専門部会

竹永三男（島根大学法文学部）

はじめに —今日の講座の内容

1. 日露戦争後、政府の重点施策であった地方改良運動の中で、「模範村」として選奨された松江市域の諸村の実態を概観する。
2. 「模範村」の実態を当該地域の神社の歴史と現況から考える。

【Ⅰ】八束郡青年会の「各府県視察修学旅行」

(1) 視察旅行の日程 →【表1】

1. 神社参拝 伊勢神宮・熱田神宮
2. 政府各省訪問 内務省・農商務省・通信省・文部省
3. 勸業施設等 名古屋 ・名古屋市商品陳列館
東京 ・農商務省商品陳列場、麦酒会社
静岡県興津・農商務省園芸試験場
大阪 ・農工商に関する視察、造幣局
4. 島根県・松江市・八束郡関係者等の見送り、出迎え、宿泊
饗別 松陽新報社 当日発行の『松陽新報』
園山文會堂 全員に葉書5枚宛(『松陽新報』1911年7月2日)

竹永三男「模範村」とその時代『山陰中央新報』

2014年6月17日参照

(2) 視察団の構成

- | | |
|------|-----------------------|
| 団長 | 郡青年会長・熊谷頼太郎（八束郡長） |
| 幹事長 | 池尻玄一郎、幹事 梅原興太郎 |
| 第一部長 | 高井蔵四郎（大芦村長）、幹事 小須賀藤太郎 |
| 第二部長 | 大西晋一、幹事 野津清秀 |
| 第三部長 | 仁富佐市、幹事 伊藤辰太郎 |
| 第四部長 | 野津秀次郎、幹事 山本恒太郎 |
- (『松陽新報』1911年7月2日)

(3) 視察旅行の目的

1. 地方改良運動の政策目的・先進事例（「模範村」事績）の学習
政府各省高官の訓示、内務省町村自治講習会展覧会見学
2. 青年会＝地方改良運動の担い手としての自覚
熱田神宮参拝 「青年会の健全発達」祈願
潮憲之輔内務書記官の訓話 鉄道開通→時勢の変化による農村美
風衰退への対応

➡ 「地方改良運動」とは何か？
「模範村」とは何か？
地方改良運動の中での青年会の役割は何か？

【Ⅱ】「模範村」とは何か？

(1) 日露戦後という時代

1. 日露戦争と日本

- ①1894(明治27)－1895(明治28)日清戦争
……朝鮮に対する優越権をめぐる清国との争い→「三国干渉」
- ②1900(明治33)義和団鎮圧戦争(北清事変)
……中国の民族運動に対する帝国主義列強との共同出兵
- ③1904(明治37)－1905(明治38)日露戦争
……朝鮮に対する支配権をめぐるロシアとの争い

2. 日露戦争の規模と戦後の課題

- ①戦争期間 19か月 (日清戦争 10か月)
総動員兵力 109万人 (日清戦争 24万人)
戦病死者数 81,405人 (日清戦争13,309人)
戦費支出合計 18億2630万円(日清戦争 2億48万円) 外債49%
中、公債等 14億1871万円(日清戦争 1億1680万円) 外債 0
外に、増税(地租増徴、非常特別税創設等)・専売(煙草・塩)
(井口和起「日清・日露戦争」『講座日本歴史』8、東京大学出版会、1985年)
→借金と増税によって戦われた戦争

←日露戦争前年1903年
の歳入合計
2億6022万円

②戦争の結果

- 1) 国家財政の破綻←膨大な借金
- 2) 帝国の基盤である町村の崩壊の危機
……日露戦争中の国税徴収第一主義の下で町村終始の悪化、
行政事務の拡大(徴税、戦時農政など)

③戦後の課題による町村の困難の増幅

- 1) 植民地獲得と軍備拡張、軍事費増加 1910年(明治43)韓国併合
- 2) 小学校義務教育期間の延長 1907年(明治40) 4年→6年
教員給与、学校増改築等→市町村負担の増大

3. 「桂園時代」の意味

- ①藩閥政府(長州藩閥・薩摩藩閥)から政党との提携へ
1900年(明治33)立憲政友会創立、総裁は伊藤博文(長州)
- ②軍備拡張と国家財政問題の「解決」
藩閥政府(桂内閣)を政党(立憲政友会)が「支援」
- ③日露戦後経営＝軍備拡張・生産力増強(資本主義経済の発展)
- ④地方改良運動 疲弊した町村＝行政村の立て直し
「1889年(明治22)の合併でできた町村＝行政村」の内部での
旧村(大字)間の対立→「難村」「難治村」の改良
→経済的困窮、政党の浸透・対立等
- ⑤1908年(明治41)10月13日 「戊申詔書」発布＝指導理念提示

1900年 第一次 桂内閣
1906年 第一次西園寺内閣
1908年 第二次 桂内閣
1911年 第二次西園寺内閣
1912年 第三次 桂内閣

(2) 日本の「三大模範村」とその特徴

1. 日本の「三大模範村」

宮城県名取郡生田村／千葉県山武郡源村／静岡県賀茂郡稲取村
稲取村：明治10年前後の疲弊からの脱却経験の「再発見」＊

＊市川傳吉『模範自治町村』

2. 「模範村」の特徴＝地方改良運動の政策モデルとしての条件

日露戦争後の日本の町村＝日露戦争の矛盾の集中→「疲弊の極」
……「難村」「難治村」から「模範村」になった村こそ「模範」
たりうる村

上巻、隆文館、1910年

(3)「模範村」の条件

1. 内務省の「優良町村標準」(『松陽新報』1911年7月17日)

「●優良町村標準 内務省にて曩に模範町村の表彰を行ひ来たりしが、模範なる文字に誤解あらんことを慮り、昨年より模範に代ふるに優良なる文字を以てし、優良市町村と称するに至れり。従つて、表彰を奨励と変更したるが、優良市町村の成績標準は、大体左の諸点を完備するを要すと

一 教化訓育の発達

二 生産事業の発展

三 産業組合の発達

四 貯蓄奨励の発達

五 公衆衛生の発達

六 役場事務の整理、完備、中にも徴税事務の整頓

七 基本財産制の発達

八 公有林野の整理

教化
勤勉
儉約
貯蓄
産業振興
衛生

(『松陽新報』1911年7月17日)

2. 「優良町村標準」を達成する条件＝行政村による村内統括

①役場事務の整備と村長の村政指導・村民統括力量(リーダーシップ)

②村財政基盤の確立→「部落有林野の統一」→村基本財産の蓄積
……行政村基本財産に移し、その運用益で不要公課町村をめざす
(→国税第一主義実践の条件)

③村内対立の除去＝一村輯睦

……a. 政党勢力の村内浸透(党派間対立)

b. 旧村(大字)間の対立とその基盤としての部落有林、学校、集落神社の存在

→一村一校、一村一社

※神社・学校統合が、逆に紛争の原因になることもあり

④運動の担い手の育成 青年会、婦人会

青年会の再編 若連中・若者組などを村単位の官製青年会に
村青年会の郡規模での統合 郡青年会

→ 松江市域にはどのような「模範村」があるのか？
「模範村」になった村は、どのような特徴があるのか？

【Ⅲ】松江市域の「模範村」とその全国的位置

(1) 島根県・鳥取県内の「模範村」とその全国的位置

1. 全国的に見た「模範村」の集中地域 →【図1】(『八雲村誌』)

鳥取県西部・島根県東部／三重県・滋賀県境／徳島県東部

八束郡の「模範村」(大庭村1925年表彰を含む) →【図2】

2. 島根県・鳥取県内の「模範村」→【表2】(『八雲村誌』)

(2)「模範」「優良」の内容(全景「優良町村標準」参照)

1. 表彰・選奨実績 →【表3】

2. 「村是」＝村の現状調査とそれに基づく将来計画書

……「難村」「難治村」復興の診断書・処方箋

「大芦村是」1910年

(3) 地理的・社会経済的条件

1. 熊野村……意宇川流域、「出所有型」の土地所有

2. 岩坂村……岩坂川・桑並川、「入り所有型」の土地所有
3. 大芦村……海岸部と大芦別所

(4)「模範村」を支える組織

1. 熊野村の外勤書記

私の村は十部落に分れ、各部落に外勤書記を置いてあるが、之は常に役場と住民との間の血管の様なもので、万事世話をして居る。例へば法律規則の改廃や村治の状況を常に住民に伝達し、尚住民の意向のある所を役場に取り次ぎ、其他統計調査の任に当る等、極めて都合の宜い機関である。之を区長とせず外勤書記としたのは公民権の有無に拘らず、折合のよく、又能く働き、事務処理其他都合の好い者を村長が任命し得るからである。

(藤田勇市助役「戸数割実施上の所感 容易に実施」『斯民』第38編第1号、1923年)

→村内10の区ごとに設置、役場と住民のパイプ役、村長主導、能力本位の任用

広く反響あり、樺太真岡郡蘭泊村役場からも照会

2. 熊野村青年会、婦人会、処女会、戸主会

(『八雲村誌』430-41ページ参照)

3. 岩坂村の自治信愛会

①岩坂村における村内組織の変遷

- | | |
|-------------|--|
| 1883年(明治16) | 松方デフレの不況に対応し、五人組制度再興、村方締合方法設定 |
| 1889年(明治22) | 岩坂村発足、行政村単位の村政運営方針提示 |
| 1896年(明治29) | 岩坂村風紀取締会 |
| 1910年(明治43) | 風紀取締会を廃止し、自治信愛会を組織。
五人組合は信愛会の下部組織とする。 |

②岩坂村信愛会々則

- 第一条 本会は戊申詔書の聖旨を村内に普及並に遵行に務むるを以て目的とす
- 第二条 本会は信愛会と称し本村役場内に於て会務を取扱う
- 第三条 本会に会長一名、副会長一名、協議員若干名を置く
- 第四条 会長は村長、副会長は助役、協議員は村会議員及収入役、書記、村農会長、部落組長を以て之に充つ
- 第五条 本会は毎年一回之れを開き、左の事件に就き審査若しくは議決を為し、其の実行を期すものとす
但し会の開閉は会長之れを行ふ
- 一 本会決議事項及施設事業実施の成績を審査すること
 - 一 五人組合の組織及規約事項の督励及規程の改廃に関すること
 - 一 天災若しくは事変に遭遇したるとき之れが救済等に関すること
 - 一 以上各項の外、会長に於て必要と認めたる事項
- 第六条 明治四拾参年二月より施行す
但本則実施の日より本村風紀取締会を廃す

(『岩坂村五人組合法並相互規約』)

→岩坂村=行政村と一致・一体となった村内統括組織

③五人組合法

第一条 本村民は戊申詔書の 聖旨を奉戴し、互いに信愛を厚うし、一村一家の福利を増進する目的を以て、既設の五人組合を存続して、以下各条の実行を期するものとする

五人組の組織

第二条 村内左の部落を一区域とし、五戸を以て一組合を組織す。但部落の便宜により定数を増減することを得と雖も、三戸以上八戸以下の範囲を以て組成するものとする

字日吉組 字東岩坂本郷組 字別所家村組
字別所奥組 字秋吉組 字桑並組
字西岩坂本郷組 (以下略)

→ 以上は、文献史料から考察した「模範村」の特徴。
現在の松江市の当該地域にはその跡がどのように見られるか？

【Ⅳ】「模範村」における神社と村・ムラ

- (1) 地方改良運動・「模範村」と神社
 1. 神社整理（1村1社化）は、行政村による村内統括の条件
 2. 島根県における神社整理の進行 → 【表4】
- (2) 松江市域の「模範村」における神社整理の実際 → 【表5】
 1. 神社整理（一村一社化）の徹底した村……熊野村の神社整理
熊野神社への合祀、境内摂社への合祀の二重の合祀
 2. 神社社格の昇格と無格社の整理を進めた村……大庭村
 - ①1906年(明治39)以来、村内神社の合祀・昇格を計画(『八束郡誌』)
 - ②村社、無格社の存続
 3. 神社整理が限定的であった村
 - ①岩坂村 村社・無格社の存続
 - ②大芦村 1)村社・無格社の存続
2)大芦別所の独自性
将軍神社(無格社)・川邊神社(村社)の二重祭祀
荒神社の存続(祭礼継承)
- (3) 「神社と村の関係」から見た地方改良運動と「模範村」
 1. 地方改良運動の政策目的と地域での対応
 - ①政府の政策指示を地域で主体的に選択していること
……神社のもつ重要性。 行政村—大字関係でも同様
 - ②それは「模範村」の多様な形態を示すもの
 2. 地域の構造と神社祭祀・維持の関係……今後の検討課題

おわりに

- (1) その後の「模範村」
 1. 熊野村……農民運動、酪農、自治表彰、台所改善
 2. 岩坂村……「愛育事業」
- (2) 各村の神社の現況と踏査の実感（2014年6月14日、15日撮影）